

二世帯世帯

子育て世帯

移住世帯

リフォーム商品券対象工事等一覧(例)

働きやすい職場づくり応援リフォーム商品券の対象工事については、別紙リーフレットに記載していますのでご確認ください。



【対象】 原則として写真等で施工前後の確認ができる申請者が所有する住宅敷地内の工事

【対象外】

- 製品購入のみで施工を伴わないもの
- 解体や取り外し等のみの工事
- 書面や写真等による確認が困難なもの
- 市の助成制度を利用している部分

商品券の対象になるもの

二世帯世帯 子育て世帯 移住世帯の場合

- ①住宅の増築
- ②屋根の葺き替え、塗装
- ③外壁の張替え、塗装
- ④部屋の新設、間仕切りの変更
- ⑤壁紙や床の張り替等の内装工事
- ⑥襖の張り替え、畳の表替え
- ⑦建具の交換
- ⑧太陽光発電システムや太陽熱温水器の取替えや設置に関する工事
- ⑨給湯設備等の取替え
- ⑩家庭用燃料電池設備工事
- ⑪風呂、台所、トイレ等の水まわり工事
- ⑫雨樋等の修理
- ⑬窓ガラスの取替え
- ⑭システムキッチン全体の取替え
- ⑮車庫の修繕や設備工事
- ⑯門扉、ブロック塀等の外構工事
- ⑰上下水道への接続工事
- ⑱造園

住宅の解体工事

住宅の解体工事のみは…(×)
増築や改修に伴う部分の解体であれば…(○)

商品券の対象にならないもの

- ①クーラー等の電化製品の購入、取替え
- ②据え置きタイプの物置の設置
- ③インターネットやケーブルテレビ等の配線工事
- ④シロアリ駆除
- ⑤公共事業の補償対象となる工事

市の助成制度があるもの

- ①手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等のバリアフリー等の工事
 - 居宅介護支援住宅改修(介護保険課)
 - 日常生活用具給付事業住宅改修(障がい福祉課)
- ②合併浄化槽の設備工事
 - 浄化槽設置整備事業(生活環境課)
- ③耐震補強・改修工事
 - 木造住宅耐震化促進事業(建築指導課)

※ただし、市の助成対象とならない部分については商品券が使えますので、助成事業担当課に一度お問い合わせください。



令和2年度 延岡市 仕事と暮らし応援

リフォーム商品券

子育て世帯を中心とする若い世代や移住者の本市への定着をはじめ、働きやすい職場環境の整備を促進することを目的に、リフォーム商品券を販売します。新型コロナウイルス対策の観点からのリフォームもご検討ください。幅広い活用をお待ちしております

1枚**5万円**の商品券が**4万5千円**で購入できます

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません

商品券について

販売期間 令和2年7月9日(木)～令和3年1月29日(金)
※売り切れ次第終了します

販売場所 延岡商工会議所
延岡市中央通3丁目5-1
TEL.33-6666 FAX.33-6682

受付時間 平日9:00～16:00
(12:00～13:00は除く)
※閉所日:土・日・祝日

販売限度額 一世帯(家一軒)もしくは一中小企業あたりの購入限度額は**50万円**です。
※一回限りの購入となります。

対象工事 10万円(税込)以上の住宅敷地内の工事、または所有する事業所の工事
※対象工事例は裏面をご覧ください。

有効期限 商品券購入日から6ヶ月間です。(購入時に使用期限を商品券に記載します。)
※ただし6ヶ月以内であっても令和3年3月6日以降に使用することはできません。

購入の条件 (リフォーム商品券は4種類) 商品券の購入手続きについては2ページをご覧ください

①二世帯世帯応援リフォーム商品券

- ◎リフォームを予定している住宅の持ち主でそこに居住している市民
- ◎延岡市の市税を滞納していない方
- ◎延岡市内の家屋所有者のうち二世帯(3親等以内の直系親族)が同居、または市内に居住している世帯(家屋所有者以外の世代が賃貸住宅でも可。)
- ※二世帯の範囲については、3ページの図を参照。

②子育て世帯応援リフォーム商品券

- ◎リフォームを予定している住宅の持ち主でそこに居住している市民
- ◎延岡市の市税を滞納していない方
- ◎延岡市内の家屋所有者のうち3親等以内の18歳以下の親族が同居している世帯
- ※子育て世帯の範囲については、3ページの図を参照。

③移住世帯応援リフォーム商品券

- ◎リフォームを予定している住宅の持ち主でそこに居住している市民
- ◎延岡市の市税を滞納していない方
- ◎平成27年4月以降に申請者を基準にして市外から世帯員の全部又は一部が転入した世帯

④働きやすい職場づくり応援リフォーム商品券

- 中小企業者(個人事業主・小規模事業者を含む)等が、所有または賃借する事業用店舗・事務所等を従業員の福利厚生のために行うリフォーム及び新型コロナウイルス感染拡大防止を目的としたリフォームにおいて使用できます。詳しくは別紙リーフレットに記載していますのでご確認ください。

対象となる物件 延岡市内にあり、自宅として所有しており、申請者が居住している住宅(「働きやすい職場づくり応援リフォーム商品券」除く)
※マンション等の場合はその専有部分となります。※自宅と店舗が一体になっている場合は、居住している部分のみが対象。

リフォーム施工業者の登録 (商品券を利用するためには事前に登録する必要があります)

- ・市内に本店がある事業者(個人事業所を含む)
- ・市内に支店や事業所がある事業者※加盟登録料1,000円が必要です。※商品券の換金期限は令和3年3月12日となります。
- ・令和元年度以前の登録事業者は手続きの必要はありません。
- ★加盟店の登録や商品券の換金の手続きについては2ページをご覧ください。
- ★施工業者が自らの物件(代表者宅を含む)の工事をする場合は対象外

延岡市 仕事と暮らし応援 リフォーム商品券事業の流れ

1 見積もり

2 商品券購入

※商工会議所にて販売いたします
提出書類の返却はいたしませんので、予めコピー等をお願いします。



提出書類

全購入者共通

- ①リフォーム商品券購入申込書
「様式第1号-1」
「働きやすい職場づくり版のみ(様式第1号-2)」
※市税の滞納がないことの証明印が必要
- ②リフォームの見積書
- ③施工前の現場写真(工事するところすべて)
- ④リフォームする住宅または事業所の所有者が確認できる公的なもの
(例)固定資産税納税通知書兼明細書(課税明細書が必要です)の写し、または市役所市民課発行の固定資産税額確認書(無料)など。
- ⑤購入代金
※原則としてその場で審査して商品券を販売いたします。

二世帯世帯版のみ

- ⑥世帯の構成がわかる、全員が記載されている住民票(有料)
(世帯が別々の場合は、それぞれの住民票が必要となります。)
※直系親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

子育て世帯版のみ

- ⑦世帯の構成がわかる、全員が記載されている住民票(有料)
※18歳以下の親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

移住世帯版のみ

- ⑧世帯の構成がわかる、全員が記載されている住民票(有料)
※対象者の前住所・転入年月日等を確認します。

働きやすい職場づくり応援版

※別紙リーフレットをご参照ください。

3 工事

※商品券購入前の着工は対象とならないので、ご注意ください

4 支払い

※仕事と暮らし応援リフォーム商品券を利用して業者様に工事代金をお支払いください

リフォーム施工業者が手続きします

5 工事完了の報告

- 提出書類
- ①延岡市仕事と暮らし応援リフォーム商品券工事完了報告書
 - ②施工前の写真
 - ③施工後の写真(写真については全体の写真及び全ての工事箇所、施工前後同じアングルのもが必要)
 - ④リフォーム商品券 ※商品券裏面に業者名記入のもの

6 商品券換金(延岡信用金庫)

- 提出書類
- 換金申込書(工事完了報告時にお渡しします)
 - 商工会議所確認済みのリフォーム商品券
 - ※指定の口座に直ちに入金

加盟店登録がお済みでない事業者様は、申請が必要です

登録加盟店申請

- 提出書類
- ①延岡市仕事と暮らし応援リフォーム商品券取扱店登録申請書
 - ②法人の場合は所在証明書
個人の場合は住民票(延岡市市民課発行/300円)
 - ③印鑑
 - ④登録手数料(1,000円)

二世帯世帯

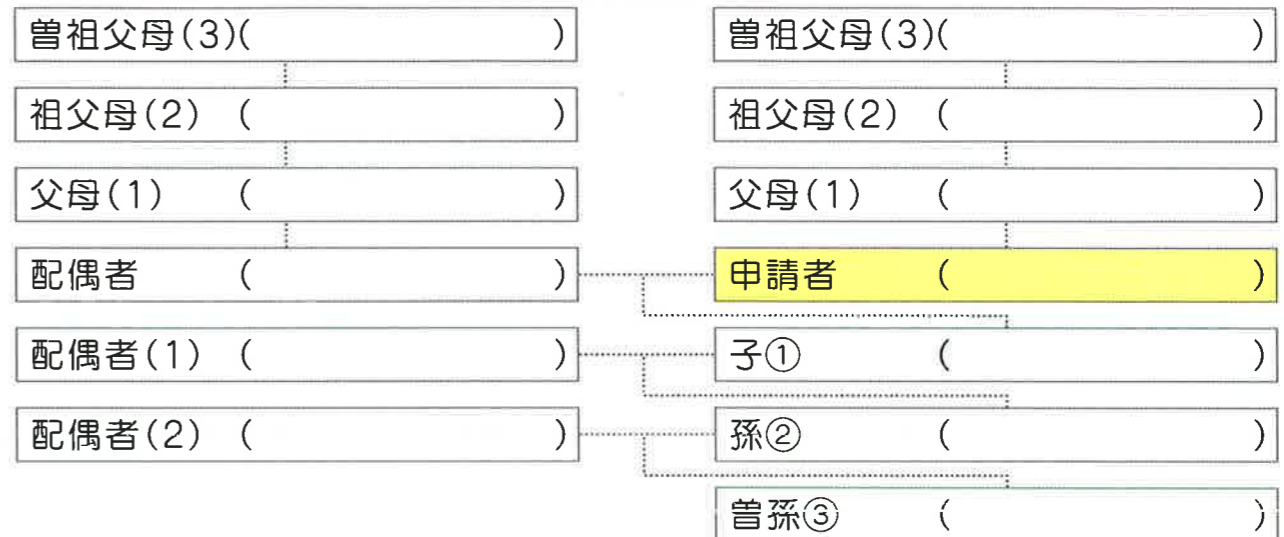
子育て世帯

移住世帯

の範囲は以下のイメージをもとにご確認ください

参考図

二世帯世帯応援リフォーム商品券対象者の範囲



二世帯世帯応援 リフォーム商品券

3親等以内の直系親族のうち二世帯が市内に同居している、または市内に別々に居住している世帯(家屋所有者以外が賃貸住宅居住でも可)
※直系親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です

例えば

○購入可



子育て世帯応援リフォーム商品券 対象者の範囲

申請者 ()
子など18歳以下で3親等以内の親族 ()

子育て世帯応援リフォーム商品券

申請者が18歳以下の親族(3親等以内)と同居している場合。ただしこの際の親族には配偶者を除く。
※18歳以下の親族には出産を予定している子供も対象となりますが、母子手帳の写しの提出が必要です。

移住世帯応援リフォーム商品券 対象者の例

申請者を基準にして、平成27年4月1日以降に世帯員の全部または一部が市外から転入した世帯

※延岡市に転入後、1回以上転居を行っている場合、延岡市市民課発行の「戸籍の附票」(発行手数料300円)の提出が必要です。事前にお問い合わせください。

詳しくは、
延岡商工会議所

☎0982-33-6666

まで
お問い合わせください